

忍び、後に彼の悪しき事を頗さず。是れ海に沈み水汚みて溺れず、毒魚に呑まれず、身と命とはざるなり。誠に知る、大乗の威験と諸の仏の加護とを。贊に曰はく「美きかな、彼の悪を挙げず、なほ能く忍ぶ。寔に斯れ法師の鴻なる慈にして、忍辱の高き行なり」と。所以に長阿含經に云はく「怨を以て怨を報ゆることは、草をもちて火を滅すが如し。慈を以て怨を報ゆることは、水をもちて火を滅すが如し」とのたまふは、其れ斯れを謂ふなり。

## 妙見菩薩變化して異しき形を示し盜人を顯す縁 第五

河内国安宿郡の部内に、信天原山寺有り。妙見菩薩の為に燃燈を獻る処なり。畿内に年ごとに燃燈を奉る。帝姫阿倍天皇の代に、知識例に依りて燃燈を菩薩に献り、並に室の主に錢と財物とを施す。其の布施せる錢の中五貫を、師の弟子竊盗みて隠す。後に錢を取らむが為に往き、見れば錢無し。ただし鹿箭を負ひて仆れ死ぬ。仍りて鹿を荷はむが為に、河内市辺の井上寺の里に返り、人等を率て至る。見れば鹿にあらず。ただし錢五貫なり。因りて盜人を頗す。

す。定めて知る、是れ實の鹿にあらず、菩薩の示す所なり、と。是れ奇異しき事なり。

## 禪師の食はむとする魚法花経と化作りて俗の誹を覆す縁 第六

吉野山に一の山寺有り。名けて海部峯と号ふ。帝姫阿倍天皇の御世に一の大僧有り。彼の山寺に住みて精懃めて道を修ひ、身疲れ力弱く、起居すること得ず。魚を食はむと念ひて弟子に語りて言はく「我れ魚を噉はむと欲ふ。汝求めて我れを養へ」といふ。弟子師の語を受けて紀伊國の海辺に至り、鮮き鰐八隻を買ひて小櫃に納めて帰り上る。時に本より知れる檀越二人、道に遭ひて問ひて言はく「汝が持つ所の物は何物ぞ」といふ。童子答へて言はく「此れ法花経なり」といふ。持てる小櫃より魚の汁垂り、其の臭きこと魚の猶し。俗経にあらずと忿ふ。すなはち大和國の内市辺に至り、俗等と俱に息む。俗人逼めて言はく「汝が持てる物は経にあらず、此れ魚なり」といふ。童子答へて言はく「魚にあらず。当に経なり」といふ。俗強ひて開かしむ。逆ひ拒

れもやはり僧である。

九 錢を盜みかくした弟子の僧が。

三 妙見菩薩、盜人、鹿、市、といいうイメージの結びつきは、上巻三十四縁にもみえる。本説話の標題に「妙見菩薩變化」とあることより推せば、この鹿は妙見菩薩が姿を変えたもの。妙見菩薩と鹿との結びつきには不明な点が多い。

二 未詳。餉香市(ひき)か。現在は大阪府藤井寺市内。

三 未詳。本朝法華義記・上・十に書承(主人公)を「沙門広恩」とする。今昔物語集・十二ノ二十七に書承。

四 上巻四縁では願覚が優婆塞に「起居安くありやいなや」とことばをかけている。その願覚に魚食伝承が推定される。

五 古南海道を通じ、紀ノ川の河口あたりに出る。このあたりは紀伊国海部郡。上文の「海部峯」との関係は不明。

六 ボラの類。

七 この数字が何を意味するのかは不明。説話展開上は檀越は一人であつてもよい。

八 登場人物の呼称や表記を、「大僧」「師」「禪師」、「弟子」「童子」、檀越「俗人」と変化させている。童子は「上巻三縁」。

九 帰途は同じ道を逆行している。「内市」は大和国宇智郡に存した市。現在では奈良県五條市内。

むこと得ず。櫃を開きて見れば、法花經八卷と化りてあり。俗等見て、恐り奇びて去る。彼の一の俗「なほ奇し。見遂げむ」と念ひて、竊に窺ひ往く。童子山寺に至り、師に向ひて具に俗等の事を陳ぶ。禪師聞きて、一は怪び一は喜び天の守護ることを知る。然うして彼の魚を食ふ時に、窺ひ往きたる俗見て五体を地に投げ、禪師に白して言さく「実は魚の体なりといへども聖人の食物と就れば、法花經と化るなり。我れ愚癡邪見にして因果を知らずして、犯し逼め惱し乱す。願はくは罪を脱し賜へ。今より已後は我が大師として恭敬ひ供養せむ」とまます。爾れより俗大檀越と成りて禪師を供養す。當に知るべし、法の為に身を助ければ、食物に於きては、毒を雜へたるもの食ふといへども甘露と成り、魚の壳を食ふといへども罪を犯すにあらずして、魚化りて經と成り、天感きて道を済ふ。此れまた奇異しき事なり。

### 觀音の木の像の助を被りて王の難を脱るる縁 第七

正六位上丈部直山繼は、武藏國多磨郡小河郷の人なり。其の妻は白髮部の氏の女なり。山繼征人と為りて、賊の地の毛人を打ちに遣され、賊の地を

廻る頃に、彼の妻賊の難を脱れしめむが為に、觀音の木の像を作りて、以ちて懃に敬ひ供する。夫災難を免れて賊の地より還来り、歡喜ぶる心を發し、妻と相供りて数の年を経たり。帝姫阿倍天皇の御世の天平宝字八年甲辰の十二月に、山繼、賊の臣仲磨の乱に遭ひて、殺の罪の例に羅り、十三人の類に入る。十二人の頸を誅り訖る時に、山繼心迷惑ふ。彼の作りて敬ひ供へ奉る觀音の木の像、呵嘆みて言はく「汝何すれぞ此の穢き地に居る」とのたまふ。足を挙げて、項より躰み通して行臍としたまふ。すなはち其の頸を張り曳べられ、打ち殺されむとする時に、勅使馳せ來りて言はく「もし丈部直山繼、此の類に在るや」とのたまふ。答へて曰さく「有り。今まさに誅ち殺されむと官せしめられて多磨郡の少領に任けらる。難に逢ひて張り曳べられ、其の痕なほ残る。山繼殺さることを脱れ命を全くするは、觀音の救助くるなり。故に己が作りたる善き功德に、信を發し心を至してすなはち大に歎喜べ。助けられて災を脱れむが故に。

第七縁 減刑を觀音盡験によつて説明しようとする。「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音三征する人」(三藤原朝鷹の東北支配に関わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのである。蝦夷の住む地方をおいては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条などを参照)二 東京都あきる野市。

三 徒行する人。(三藤原朝鷹の東北支配に関わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのである。蝦夷の住む地方をおいては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条などを参照)二 東京都あきる野市。

四 「或值怨賊、各執刀加害、念彼觀音力、咸即起心、〔詐謀〕〔官處〕〔怖畏軍陣中〕〔忿〕〔彼觀音力〕、衆怨悉退散」(妙法蓮華經・世音菩薩普門品)。

五 天平宝字八年(774)十月重祚して称徳天皇。六仲麻呂の乱の処刑者は、統紀・天平宝字八年(766年)九月廿一日条に「同月十八日、既斬仲麻呂并子孫、同思相從水上塩焼、惠美巨勢麻呂、仲井七六年に五十九歳で歿。統紀・天平宝字八年(766年)九月廿一日条がある。

六仲麻呂の乱の関連しての詳細な記事がある。また、日本後紀・延暦十八年二月二十一日条には、三百七十五人が斬られるはずのところ法均尼の諫言により死刑を減じて流刑徒刑に処

一 鯔八隻が経八巻に化した。鯔一隻と經一巻とは同じくらいの大きさなのである。本田義憲はスイスの昔話との類似を指摘する。病む王女のためにリンゴを骨と答え、王の前で開いたところ蛙の骨であった、と。何を念頭において「天」の語が用いられているのかは不明。下文にも「天感濟道」とみえる。本書では親と子とに関わる説話に「天」の語が用いられることが多い。

二 三宝絵および本朝法華驗記の所伝では、禪師は魚を食べない。

三 上巻四縁に「食五辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあつた。魚食は聖の意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私の偉大なる師。仏菩薩をさすことが多い。↓中巻十七縁、二十二縁。

四 恭敬の心をあらわす最上の礼拝。五体(両膝、両手、頭)を地に着ける。「五体投地(觀普賢菩薩行法經)」。禪師を隠身の聖と把握しての礼拝である。

五 上巻四縁に「食五辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあつた。魚食は聖の意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

六 愚癡邪見(經律異相)一所引長阿含經)、「愚癡之人、不識因果、妄起邪見、謗無三宝四諦、無福無福、乃至無善無惡、亦無善惡業報(亦無)。今代後代衆生受生」(諸經要集・十惡部・別見緣)。

七 「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

八 「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音三征する人」(三藤原朝鷹の東北支配に関わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのである。蝦夷の住む地方をおいては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条などを参照)二 東京都あきる野市。

九 「或值怨賊、各執刀加害、念彼觀音力、咸即起心、〔詐謀〕〔官處〕〔怖畏軍陣中〕〔忿〕〔彼觀音力〕、衆怨悉退散」(妙法蓮華經・世音菩薩普門品)。

十 惠部(別見緣)。

十一 原文「願罪脱賜」。「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いらされている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

十二 三宝絵および本朝法華驗記の所伝では、禪師は魚を食べない。

十三 上巻四縁に「食五辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあつた。魚食は聖の意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

十四 恭敬の心をあらわす最上の礼拝。五体(両膝、両手、頭)を地に着ける。「五体投地(觀普賢菩薩行法經)」。禪師を隠身の聖と把握しての礼拝である。

十五 上巻四縁に「食五辛者、仏法中制、而聖人用食之者、無所得罪耳」とあつた。魚食は聖の意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

十六 愚癡邪見(經律異相)一所引長阿含經)、「愚癡之人、不識因果、妄起邪見、謗無三宝四諦、無福無福、乃至無善無惡、亦無善惡業報(亦無)。今代後代衆生受生」(諸經要集・十惡部・別見緣)。

十七 「賜」は、本説話では、日本語の補助動詞「たまふ」を表記するために用いられている。本来は、上位の者が下位の者に与える意。ハ「我之大師(大般涅槃經後分下)」私

十八 「或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音三征する人」(三藤原朝鷹の東北支配に関わる。桃生柵(陸奥国)、小勝柵(出羽国)あたりへ派遣されたのである。蝦夷の住む地方をおいては正六位上が特別の意味を有していたらしいことについては、統紀・和銅元年一月十一日条、天平宝字元年四月四日条、天平神護元年一月七日条、天平神護二年十月二十一日条などを参照)二 東京都あきる野市。

十九 「或值怨賊、各執刀加害、念彼觀音力、咸即起心、〔詐謀〕〔官處〕〔怖畏軍陣中〕〔忿〕〔彼觀音力〕、衆怨悉退散」(妙法蓮華經・世音菩薩普門品)。

二十 天平宝字八年(774)十月重祚して称徳天皇。六仲麻呂の乱の処刑者は、統紀・天平宝字八年(766年)九月廿一日条に「同月十八日、既斬仲麻呂并子孫、同思相從水上塩焼、惠美巨勢麻呂、仲井七六年に五十九歳で歿。統紀・天平宝字八年(766年)九月廿一日条がある。

二十一 法均尼の諫言により死刑を減じて流刑徒刑に処